

尾張旭市監査公表第13号

令和5年3月30日付け尾張旭市監査公表第7号をもって公表した定例監査結果報告について、令和5年3月31日付け4健第513号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年4月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

健康福祉部健康課

監査の指摘事項	措置状況
<p>尾張旭市保健福祉センター管理業務委託に係る事務において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。</p>	<p>指摘事項については、今後の契約事務において随意契約ガイドライン及び尾張旭市契約規則に基づき適正に行うよう改めます。</p>
<p>尾張旭市保健福祉センター消防設備修繕及びエアコン室内機修繕に係る事務において、施行（見積徴収）伺いが作成されていない。随意契約事務の手順では、業務に係る予定額が10万円を超えるものについては、施行（見積徴収）伺いの作成が必要とされている。</p>	<p>指摘事項については、今後の契約事務において尾張旭市契約規則に基づき適正に行うよう改めます。</p>
<p>令和4年度産婦・新生児訪問指導業務委託契約において、見積書の徴収が省略されている。尾張旭市契約規則第25条の2ただし書きで、見積書の徴収を省略することが可能とされているが、事前の協議等により契約金額の決定が行われている場合には、見積書に代わるものとして、当該委託金額で合意に至っていることが確認できる書類（事前協議書や打合せ記録の写し等）を添付する必要がある。</p>	<p>指摘事項については、今後は見積書に代わるものとして、打合せ記録を添付するよう改めます。</p>